



年金だより

国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や障害・遺族など事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

平成23年度の国民年金保険料額は、1カ月15,020円です。

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく納付の手間がかからない、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。国民年金保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



国民年金マスコットハッピーちゃん

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 TEL 018-865-2391
健康推進課国保年金係 TEL 85-2137

高額な外来診療を受ける皆さまへ

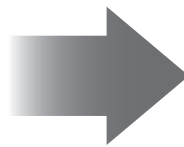
平成24年
4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

高額の外来診療を受けるとき

①国保、後期高齢者医療などご加入の医療
保険に事前に認定証を申請します。

②病院・薬局などに認定証を提示します。これに
より窓口支払いが一定上限額までとなります。



(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に
応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方 	加入する医療保険に「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口に表示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください

◆「認定証」を提示しない場合は、高額療養費の支払いは従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の医療保険から支給されます)

「認定証」の事前申請の方法など、詳しいことは、ご加入の医療保険に直接お問い合わせください。

◆問い合わせ先 国民健康保険に関するお問い合わせ 健康推進課国保年金係 TEL 85-2137
後期高齢者医療に関するお問い合わせ 健康推進課後期高齢係 TEL 85-4834